

条件付き一般競争入札の実施について（公告・共通事項）

1 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項

（1）入札参加資格

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件のすべてを満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができず、既に入札書を提出しているときは、当該者の入札は無効とする。

ア 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得ない者に該当しない者であること。

イ 入札参加資格の確認の申請の期限の日から当該案件の開札の日までの間において、国及び富山県から指名停止を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 条件付き一般競争入札の実施について（公告・個別事項）（以下「個別事項」という。）に定める条件のすべてを満たしていること。

（2）申請書及び添付書類の提出

ア 入札に参加を希望する者は、個別事項に定める申請書及び添付書類を提出すること。

イ 様式は（公財）富山県下水道公社HP（下記URL）の「入札情報」からダウンロードし、必要事項を記入すること。

<http://toyama-swg.or.jp/us/koubo.html>

ウ 提出期間

個別事項に定める期間

エ 提出方法

提出書類については、持参又は郵送（書留郵便）によることとし、提出期間の締切日までに必着すること。

オ 提出場所

公益財団法人富山県下水道公社 施設管理課

〒933-0981 高岡市二上字梅田313-3 （TEL）0766-24-5104

2 公告に関する質問等

（1）公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を持参若しくは郵送（受付期間の締切日までに必着）により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間

個別事項に定める期間

イ 受付場所

公益財団法人富山県下水道公社 施設管理課

- (2) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を富山県下水道公社HP（下記URL）の「入札情報」に掲載し、公表する。

<http://toyama-swg.or.jp/us/koubo.html>

3 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、個別事項に定める日までにFAXで通知する。

4 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求

- (1) 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間

個別事項に定める期間

イ 受付場所

公益財団法人富山県下水道公社 施設管理課

- (3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、個別事項に定める日までに文書により行うものとする。

5 設計書等の縦覧及び質問等

- (1) 入札参加資格が有る旨の通知をした者に対し、設計書等の縦覧期間を設けるものとする。
- (2) 設計書等に関する質問は、質問内容を記載した文書を持参し、又は郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間

個別事項に定める期間

イ 受付場所

公益財団法人富山県下水道公社 施設管理課

- (3) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。
- (4) 設計書等に関する質問で他のものに影響があるものについては、その概要を（公財）富山県下水道公社HP（下記URL）に掲載し、公表する。

<http://toyama-swg.or.jp/us/koubo.html>

6 入札期間等

(1) 入札期間

個別事項に定める期間

(2) 開札の日時

個別事項に定める日時

(3) 入札及び開札の場所

公益財団法人富山県下水道公社 総務課

〒933-0981 高岡市二上字梅田313-3 (TEL)0766-24-5104

7 入札の方法等

(1) 入札は、郵送又は持参により行うものとする。入札書を封筒に入れ、表に業務名を記載し封緘すること。

(2) 落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札は無効とする。

(2) 1の(1)のただし書に規定する場合に該当する入札

10 落札者の決定方法

9の入札書の無効に該当しない者で、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

11 契約保証金に関する事項

契約保証金は、契約金額の100分の10に相当する額を納めてください。

ただし以下の条件を満たしている場合には免除いたします。

- (1) 保険会社との間に当公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
なお、落札者にはこの条件に該当する場合、保険会社の履行保証保険証券の提出をお願いします。
- (2) 過去2年の間に当公社若しくは国及び地方公共団体及びこれらに類する団体との間に類似の契約を2回以上にわたって締結し、誠実に履行した実績があるとき。
なお落札者には、この条件に該当する場合、実績を証する書面（契約書及び完了検査結果通知書の写し等）の提出をお願いします。

12 その他

- (1) 当該業務の入札の執行等に当たっては、この公告及び個別事項に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、公益財団法人富山県下水道公社入札心得の定めるところによる。
- (2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は、当該業務に係る入札以外の目的には使用しない。
- (4) 提出された申請書等は、返却しない。
- (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。
- (6) 入札書を提出するに当たっては、2の公告に関する質問等及び5の設計書等に関する質問等の内容を確認すること。
- (7) その他不明な点についての問合せ先は、個別事項に定める。